

保存期間：10年

資料	1
----	---

## 分科会の活動状況について

## 分科会の活動状況について

国税審議会各分科会の昨年の活動状況は、以下のとおりである。

	回次	日時	議 題
国税 審査 分科会	第4回	平成17年4月26日 15時01分 ～16時32分	1 分科会長の互選 2 裁決事例の紹介 3 税務行政の動向 (1) 最近の国税不服審判所の運営 (2) 文書回答手続の概要 (3) 租税回避スキームへの対応
税理士 分科会	第17回	平成17年6月3日 14時～16時50分	1 分科会長の互選 2 平成17年度(第55回)税理士試験の試験問題の審議
	第18回	平成17年6月16日 10時～10時40分	税理士懲戒処分事案の審議
	第19回	平成17年11月7日 10時～11時25分	1 税理士懲戒処分事案の審議 2 懲戒審査委員の推薦について
	第20回	平成17年12月5日 10時～11時40分	1 平成17年度(第55回)税理士試験の結果等について 2 平成16年度指定研修の実施結果について 3 平成18年度(第56回)税理士試験について
酒類 分科会	第5回	平成17年6月23日 15時～16時45分	1 分科会長の互選 2 未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部改正の審議 3 地理的表示に関する表示基準を定める件の一部改正の審議

第5回酒類分科会(平成17年6月23日)においては、酒類の表示基準に関する国税庁長官からの諮問事項2点について審議を行った。

諮問事項および審議の内容は以下のとおり。

① 未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部改正について

(諮問の内容)

酒類の陳列場所における表示について、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨の表示から「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」旨の表示に改めるよう、表示基準を改正すること。

(審議の内容)

「20歳以上の年齢であることを確認できない場合には酒類を販売しない」という表現は、酒類の販売場所における表示により実効性を持たせ、未成年者の酒類へのアクセスを未然に防止する、販売業者の意思を強調するポジティブなものであり、我が国の未成年者の飲酒防止に関する表示の実態等を踏まえるに、改正することが適当である。

② 地理的表示に関する表示基準を定める件の一部改正について

(諮問の内容)

ぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示を保護している現行の表示基準に、清酒の地理的表示に関する規定を追加するよう、当該表示基準を改正すること。

(審議の内容)

地理的表示には消費者に清酒の品質を理解してもらえろというインパクトがあること、外国に向けても、各産地が個性を生かしていけるなど、地域ブランドの確立にもつながることから、消費量が低迷する清酒の需要振興のために、現行の表示基準に清酒の地理的表示に関する規定を追加することは望ましく、改正することが適当である。